|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | ― |  |  |  |  |

**指定医療機関　指定・指定更新　申請書**

**（医科・歯科・薬局用）**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　埼玉県知事　宛

　　　　　　　　　　　　　　 　＜開設者＞

　　　　　　　　　　　　　　　　（法人の場合は、主たる事務所の所在地、法人名称）

　　　　　　　　　　　　　　　 　住所　〒

　　　　　　　　　　　　　　　　 氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　 電話

　　　　　　　　　　　　　　　 （担当者　　　　　　　　　　　電話　　　　　　　　　　　　）

　以下のとおり指定を申請します。

\*該当する種類に○

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 業務の種類 | （１）医科　　（２）歯科　　（３）薬局　　　\*訪問看護ステーションは別様式 | | | | | | | | |
| 医療機関名称 |  | | | | | | | | |
| 医療機関所在地 | 〒  電話 | | | | | | | | |
| 管理者氏名 |  | | | | | | | | |
| 健康保険法による指定 | 有　　・　　指定申請中 | | | | | | | | |
| 医療機関コード | | | | | | | 有効期間 | 年　　月　　日から  　年　　月　　日まで |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 診療科名 |  | | | | | | | | |
| 生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所又は薬局の該当の有無 | 有　　・　　無 | | | | | | | | |
| ※該当「有」の場合（健康保険法第68条第2項に該当していること）  ①**開設者のみ**が診療や調剤をしている。  ②**開設者と同一世帯に属する配偶者、直系血族又は兄弟姉妹のみ**が診療や調剤をしている。  **※開設者が法人の場合該当「無」** | | | | | | | | |
| 生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号まで（指定欠格事由）に該当しない旨の誓約 | ※「指定欠格事由」に該当しないことを確認後、  ＜チェック欄＞  　　　　　　　　　左のチェック欄にチェック（☑）をしてください。 | | | | | | | | |
| 指定を希望する日 | 年　　　月　　　日 | | | | | | | | |
| 現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日 | 年　　　月　　　日（更新の場合のみ記載） | | | | | | | | |

**※　記載にあたっては、裏面の注意事項及び記載要領をよくお読みください。**

注意事項

　１　この書類は、所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。

　２　貴機関が新たに指定された場合には、県告示により公示するほか、指定通知書により通知します。

　３　更新申請の場合、指定の有効期間の満了日までに、申請に対する通知がなされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその通知がされるまでの間は、なおその効力を有します。

記載要領

　１　標題の「指定・指定更新」の部分は、指定、指定更新のいずれかを〇で囲んでください。

　２　開設者が法人の場合、「住所」に法人の主たる事務所の所在地を記載し、「氏名」に法人の名称を記載してください。

　３　「医療機関名称」は医療法による開設許可証等に記載されている名称を記載してください。

　４　「医療機関コード」は保険医療機関番号を記載してください。

　５　「健康保険法による指定」は、申請時点における健康保険法による指定の「有」・「指定申請中」のいずれかを○で囲み、「有」に〇をした場合は、健康保険法による指定の有効期間を記載してください。

　　※健康保険法の指定を受けていない場合、生活保護法の指定を行うことができません。

　６　「診療科名」は、標榜する診療科名を記載してください。診療科名が複数ある場合には、主たる診療科を最初に記載してください。

　　 ※薬局の場合、「診療科名」は記載の必要はありません。

　７　「生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所又は薬局」とは、以下①・②のいずれかに該当するものです。但し、開設者が法人の場合（勤務医若しくは勤務薬剤師が１名の場合も含む）は該当しませんのでご注意ください。

　　①　医師、歯科医師又は薬剤師の開設する指定医療機関であって、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師若しくは薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの。

　　　※個人で開業し、開設者以外に勤務している医師、歯科医師若しくは薬剤師がいない場合に該当します。

　　②　医師、歯科医師又は薬剤師の開設する指定医療機関であって、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師若しくは薬剤師及びその者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である医師、歯科医師若しくは薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの。

※これらについては、指定の効力を失う日前６月から同日前３月までの間に別段の申し出のないときは、更新の申請があったものとみなします。（更新申請は必要ありません）

　８　「生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号まで（指定欠格事由）に該当しない旨の誓約」については、「指定欠格事由」に該当しない場合、チェック欄に（☑）してください。

　９　「現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日」については、生活保護法第49条の３第１項に基づき指定の更新を受けようとする場合に、記載してください。